

## <円満な相続のための家族会議>

FPネットワーク神奈川会員 井入 正博

親世代の財産を円満な相続により子世代に承継するためには、親世代が元気なうちに家族会議を行い話し合うことが勧められます。子世代から相続のための話し合いを言い出すのは容易ではありませんので親世代から提案しましょう。家族会議では遺産相続だけではなく家族の今後の在り方・進め方について話し合ってみてはいかがでしょうか。

### ■相続時のリスク

相続時に起こり得る主なリスクとしては以下のようなことが考えられます。

- ① 遺産分割について相続人間に争いが生じる：法的に有効な遺言書が無い場合は遺産分割協議を行うこととなります。遺産分割協議が成立するためには相続人全員が内容に合意する必要があり、一人でも反対すると成立しません。法的に有効な遺言書が存在する場合でも、その内容に納得できない相続人がいる場合は争いが生じる可能性があります。相続人間の信頼関係が希薄である、遺言書の内容が不公平である、主な遺産が分割しにくい不動産である、介護などの寄与分への認識の違いがある等が争いの要因になり得ます。
- ② 相続税の納税資金に困る：相続税が課税される場合、相続開始後10ヶ月以内に申告と原則現金による一括納付を行う必要があります。期限までに遺産分割協議が整わない場合や、主な相続財産が不動産などの換金しにくい財産であるような場合などで納税資金不足のリスクが生じます。
- ③ 相続税の節税ができず税負担が大きくなる：相続税は親の生前に準備をしておかないと効果的な節税が難しくなります。

### ■家族会議によるリスク回避

上記のようなリスクを回避し円満な相続を実現するためには、親が元気なうちに家族会議で話し合っておくことが勧められます。子世代の方から家族会議を言い出すのは、財産目当てと思われるのではないかなどの思いが働き容易ではありませんので、親の方からの提案が望まれます。どうしても子世代から言い出さざるを得ない場合には、財産目当てではなく家族にとってのリスクを避けるためであることを誠実に話しましょう。開催場所は親の家が最適でしょう。不動産・預金・有価証券等に関する資料があり、話がスムーズに進

# カルチャークラブ

み易いからです。参加者は相続人だけにすることが原則です。相続人の配偶者等が口を挟むことによりトラブルが増えるおそれがあります。ただし、参加者が相続に関する知識を十分に持たない場合、あるいは参加者の誰かが感情的になることが見込まれるような場合には、公平な立場の第三者の専門家（弁護士や税理士など）に同席してもらうことも検討しましょう。開催のタイミングは、相続人が一堂に集まれる機会として、お盆や年末年始あるいはゴールデンウィークなどがよい候補になります。

## ■家族会議の内容

家族会議では親世代から話を切り出しましょう。親世代の老後の先に相続がありますので、まずはこれからの親の生活全般に関する話題として、現在と将来の収入と生活費、財産状況、医療や介護に関する希望などから始めるのがスムーズではないでしょうか。そのうえで、親の老後生活とそのサポート体制、続いて遺産分割と遺言書をどうするか、相続税対策、更には墓の承継などについて話してみたいかがでしょうか。不動産については誰かが引き継ぐのか或いは売却して金銭を分けるのかなどを決めておきましょう。相続税の有無を判断するには「3000万円＋法定相続人の人数×600万円」を超えるかどうかで判断します。この金額を超えない場合には相続税の申告義務がなく相続税がかかりません。また生前にできる相続税対策としては生前贈与や生命保険の活用などがあり、どのようにするかを話し合う必要があります。親世代の一方的な希望や考えの表明だけでなく、子世代の意見・希望も共有しましょう。家族会議の終了後には議事録を作成して記憶の食い違いを防ぐようにしましょう。そして家族会議は一度開催して終わりではなく、その後も定期的開催して家族状況や財産の変化に対応するようにしましょう。

相続は何時生じるかわかりません。親世代が築いた大切な財産を円滑に子世代に相続するために備えることは親世代と子世代の重要な共同作業であると認識し、早めの準備を怠らないようにしましょう。

FPネットワーク神奈川では円満な相続についてのご相談を承りますのでぜひご利用ください。